令和３年８月２５日

　各　　　　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青 森 商 工 会 議 所

青森商工会議所・新型コロナワクチン職域接種

**対象要件の拡大(会員事業所でなくても対象)**

**並びに申込期間の延長について**（お知らせ）

　当所が実施する新型コロナワクチンの職域接種については、会員事業所を対象にご案内しておりましたが、国からのワクチン到着が遅れ、日にちが経過する中で会員事業所経営者・従業員の接種がある程度進んでいることから、現在のところ、今後の供給に余裕が生まれております。

つきましては、下記のとおり①対象要件の拡大ならびに②申込み期間の延長をいたしますので、接種を希望される方については、お申込みいただきますようご案内申し上げます。

また、併せてお取引先などへのご周知などについてもお願い申し上げます。

敬　具

記

**１．対象者**　~~(旧)市内に拠点がある当所の会員事業所において、青森市内に就業して~~

~~いる18歳以上の経営者及び従業員（正社員・パート・アルバイト問わず）~~

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

**(新)①青森地域(青森市外事業所も含む)の事業所の18歳以上の経営者、　従業員、およびそのご家族、お取引先等の関係者**

**※商工会議所会員でない事業所に関係する皆さまも対象です。**

**②青森地域の大学・短大・専門学校に所属する18歳以上の学生・教職**

**員の皆さま**

※今回が1回目の接種で、自治体が進めている個別・集団接種の予約をしていない方

**２．申込期間**　~~(旧)令和３年８月２３日（月）～令和３年８月２７日（金）１5時~~

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

**(新)締め切りは設けませんが、上限の10,000人に達した時点で終了とさせていただきます。お早目のご検討とお申込みをお願いいたします。**

**３．接種期間**　　1回目･･･令和3年9月1日～令和3年9月19日（うち、14日間）

　　　　　　　 2回目･･･令和3年9月30日～令和3年10月18日（うち、19日間）

　　　　　　　　　※ワクチンの供給等の状況によって日程が変更となる場合がございます。最

新の情報はＷＥＢ予約ホームページにてご確認ください。

**４．会　　場**　　 ホテル青森（〒030-0812青森市堤町１丁目１−２３）

**５．申込方法・接種までの流れ**別紙３もご参照ください

**お申込みからWEB予約まで**

①お申込み

・接種を希望する事業所は、事業所としての申込書別紙１、申込者一覧別紙２に必要事項を記入し、電子メール（[accimva@acci.or.jp](mailto:accimva@acci.or.jp)）に添付のうえお申込みください。

*別紙１及び別紙２の申込関連用紙は、青森商工会議所のホームページ（ https://www.acci.or.jp/）よりダウンロードいただけます。また、お申込みはExcel形式でお願いします。*

②接種日時予約用ＷＥＢパスワード（ID）のお知らせ

・お申込みから３日以内に、申込書記載の電子メールアドレスに青森商工会議所新型コロナワクチン職域接種予約サイトのＵＲＬ及びＷＥＢ予約のための各接種希望者用パスワードをお知らせします。

※お申込みから４日以上経過しても連絡が無い場合には、大変お手数をお掛けし　ますが、青森商工会議所総務企画課までお問合せください。（TEL：017-734-1311）

　　　③ＷＥＢ予約

　　　・接種希望者各自が専用ホームページよりWEＢ予約を行ってください。

　　　・予約には、**氏名**・**接種券番号**・**パスワード**の入力が必要となります。

　　　　※事業所ご担当者は、パスワード、予約サイトのＵＲＬを接種希望者へお知ら

せください。

**６．予約のキャンセルについて**

　　キャンセルは予約日の5日前までとなりますが、ワクチンを無駄なく接種する必

要があることから、予約日確定後のキャンセルはなるべくお控えいただくようお

願いいたします。

**７．その他**

**接種当日の流れ**

　　　　①受付→②予診票の記入漏れ確認→③予診・問診→④接種→⑤予診票提出

　　　 ⑥経過観察（15分程度）

※当日は予約時間の5分前にまでにご来場いただきますようお願いします。

**＜　当　日　持　参　物　＞**

**□本人確認書類（顔写真付きが望ましい）**

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等（氏名、生年月日）

が確認できるもの。

**□接種券**

　　　接種券をお持ちの方は必ずご持参ください。

　　なお、接種券がまだ届いていないなど、お持ちでない方でも接種

できますが、接種券が届きしだい、必ず提出してください。

**□新型コロナウイルスワクチン接種の予診票**

　　必ずあらかじめご記入のうえ、ご持参ください。

　　また、5年間保存される重要な書類ですので「消せるボールペン」

は使用しないでください。

なお、1回目、2回目でそれぞれ１枚必要となります。

予診票をお持ちでない方は、厚生労働省のホームページ及び当所のホームページよりダウンロードのうえ、プリントアウトしてください。

厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\_yoshinhyouetc.html

青森商工会議所HP : <https://www.acci.or.jp/>

本件担当：青森商工会議所　総務企画課　TEL.017-734-1311